

只見町住宅用太陽光発電システム等 設置補助金について

只見町では令和7年度に住宅用太陽光発電システムや蓄電池
をこれから設置する方に設置費の助成を行います。

交付対象となる方

次の要件を満たす方が対象となります。

- (1) 今年度内に、只見町内の自ら居住する住宅にシステムを設置を完了できる方(店舗、事務所等との兼用は可)
- (2) 電力会社との電灯契約を結んでいる、または結ぶ予定の方
- (3) 町税等の滞納がない方
- (4) 過去に只見町の太陽光発電システムの補助金を受けていない方(同居するすべての者を含む)。
- (5) 設置する住宅が申請者の所有でない場合、書面で所有者の設置承認を受けること

補助金の額

太陽光発電システム:5万円に最大出力(単位:kW)を乗じた額(最大20万円)

蓄電池システム:2万円に蓄電池容量(単位:kWh)を乗じた額(最大12万円)

補助対象システム

補助の対象となるシステムおよび経費の範囲は次のとおりです。

○太陽光発電システム

- ・太陽電池モジュールの公称最大出力が10Kw未満のシステムで未使用品に限りです。
- ・太陽電池モジュール、架台、インバータおよび保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、余剰電力販売用電力量計、配線および配線器具購入据付費を補助対象経費とします。

○蓄電池システム

- ・国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録をされているものに限りです。
- ・太陽光発電システムを設置している。
- ・蓄電池システムから供給される電力が、住居で消費される。
- ・申請時において新規設置を予定する未使用品に限りです。

募集期間・募集件数

令和7年度は次のとおり募集を行います。

◆募集予定期間:令和7年10月31日まで随時受付 ◆募集件数:予算の範囲内での対応となります。

※予算がなくなり次第終了となります。

申込方法

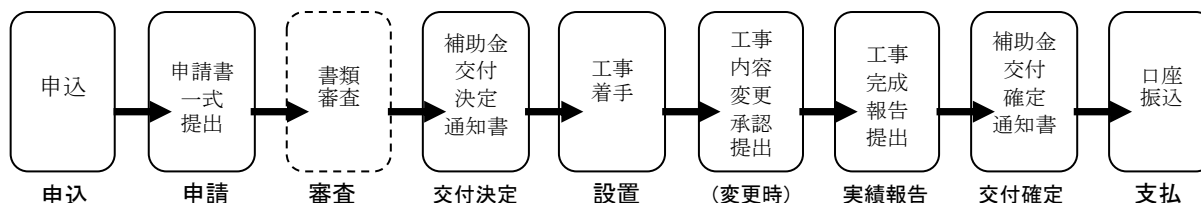
申込用紙による受付を行います。

- ・申込用紙は只見町ホームページでダウンロードできるほか、総務企画課でもお渡しできます。

補助金交付の流れ

只見町住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付要綱に則り補助します。

※各提出書類等は担当窓口、またはホームページで閲覧、ダウンロードできます。



注意事項

次の事項のほかは担当窓口もしくはホームページで必ずご確認のうえ補助申請してください。

- ・システムの設置を希望されても、据付を行う屋根の形状・強度等により設置できない場合があります。予めシステム販売店や工事業者さんに相談のうえ、設置をご検討ください。
- ・設置工事が終了し、受給契約が締結された後に実績報告がなされ、「補助金交付確定通知書」をもって補助金交付が確定します。ご注意ください。※実績報告は工事終了後14日以内、または当該年度の3月20日までのいずれか早い日までに必要です。
- ・補助金を受けて取得された財産は、町長の承認を受けずに処分等ができません。
- ・以上のほか、詳細は「只見町住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付要綱」でご確認ください。

その他

※補助金の交付を受けてから2年間は年間発電量がわかる資料等の提出をお願いすることがあります。

- ・福島県が行っている太陽光発電システムに対する補助金も併せてご活用いただけます。

[問い合わせ先]

県:福島県再生可能エネルギー推進センター TEL024(526)0070 FAX 024(526)0072

